

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【公開番号】特開2004-676(P2004-676A)

【公開日】平成16年1月8日(2004.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-001

【出願番号】特願2003-198741(P2003-198741)

【国際特許分類】

A 47 B 3/02 (2006.01)

A 47 B 3/083 (2006.01)

【F I】

A 47 B 3/02 A

A 47 B 3/083 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月26日(2006.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】テーブル部と、その向かって左右両側に設けた脚部と、この左右両側の脚部間に掛け渡した大腿部の受け部とから成り、この大腿部の受け部がベルト状体であることを特徴とする、大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項2】前記脚部がテーブル部の前後方向に2対設けられており、その各々に前記ベルト状体が掛け渡されており、その内の少なくとも一側のベルト状体に付いて長さの調節機構が設けられているものである、請求項1に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項3】前記脚部が折り畳み可能に設けられている、請求項1に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項4】前記脚部が前記テーブル部に対して着脱可能に設けられている、請求項1に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項5】前記テーブル部が折り畳み可能に設けられている、請求項1に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項6】前記テーブル部を広げた時にこの状態をロックし得るようなストッパーが前記テーブル部に設けられている、請求項5に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【請求項7】前記テーブル部がシート状体から成り、前後各々の側に付いて左右の脚部がX字状にクロスして互いに回動自在に設けられており、これ等の脚部間に前記シート状体が掛け渡されており、且つ前記左右の脚部の開き角を前記シート状体が張った状態で固定するための止め具が前記左右の脚部間に設けられている、請求項2に記載の大腿部の上に載せる簡易テーブル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段及び作用】

上記課題はテーブル部と、その向かって左右両側に設けた脚部と、この左右両側の脚部

間に掛け渡した大腿部の受け部とから成り、この大腿部の受け部がベルト状体であること  
を特徴とする、大腿部の上に載せる簡易テーブルとすることにより達成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

そこでこのような課題は、請求項1の発明に於いて、前記脚部がテーブル部の前後方向に2対設けられており、その各々に前記ベルト状体が掛け渡されており、その内の少なくとも一側のベルト状体に付いて長さの調節機構が設けられているものとすることにより達成される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

左右1対の脚部が、テーブル部の前後方向に2対設けられており、また各々の左右1対の脚部間にベルト状体が掛け渡されている状態では、大腿部が水平でないとテーブル部が水平姿勢を取ることが出来ない。そこで大腿部が傾斜している方向の上側と成る側のベルト状体の張りを緩めることによってその側のテーブル部を低くすることが出来るため、この調節をうまくすることによりテーブル部に希望の水平姿勢を取らせることが出来るのである。更に両側のベルト状体の張り具合を調節することでテーブル部全体の高さを変えることが出来る。一例腕を下げて肘を曲げ水平姿勢を取らせた位の高さにテーブル部の位置を合わせることは好ましいことである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

次に、請求項2の発明に於いて、前記テーブル部がシート状体から成り、前後各々の側に付いて左右の脚部がX字状にクロスして互いに回動自在に設けられており、これ等の脚部間に前記シート状体が掛け渡されており、且つ前記左右の脚部の開き角を前記シート状体が張った状態で固定するための止め具が前記左右の脚部間に設けられているものとすることが出来る。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

なおこの発明では前記テーブル部の素材の選択は任意であって、木材やプラスティック等を自由に利用することが出来る。請求項7の発明のようにシート状体を用いる場合では、シート状態に布や皮やプラスティックシート等が任意に採用可能である。また大腿部の受け部のベルト状体に関しては滑りにくい布製のベルトが好ましいが、これに付いても素材を自由に選択することが可能である。また脚部に関しては、折り畳み式とする場合には金属製のものがベターであり着脱式とする場合にはプラスティック押し出し成型に成る角や丸のパイプが利用出来るが、これ等に関しても任意選択が可能である。なお前記テーブ

ル部のデザインも特に限定されない。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

第5実施形態

この実施形態の簡易テーブルは極めてシンプルな構成である。木製のテーブル板12の裏面の左右2カ所に幅広の脚部25, 25を取り付け、この脚部25間に張り布31を掛け渡して成るものである(図7)。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

この張り布31は柔軟に変形可能であり大腿部の両側部及び上面部に沿った形状に変形して張られる。また大腿部の傾斜を吸収するように変形することも可能である。従って前記テーブル板12を略水平姿勢に保たせることができるのである。この実施形態の張り布31のように、1カ所だけにしか設けられておらず、且つ長さの調節機構が設けられていないとも、ある程度所期の目的を達成することが可能である。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

【発明の効果】

以上この発明は、テーブル部と、その向かって左右両側に設けた脚部と、この左右両側の脚部間に掛け渡した大腿部の受け部とから成り、この大腿部の受け部がベルト状体であることを特徴とする、大腿部の上に載せる簡易テーブルとしたものである。この結果テーブル部に付いてほぼ水平な面を得ることが出来るよう成了った。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

なお、前記脚部がテーブル部の前後方向に2対設けられており、その各々に前記ベルト状体が掛け渡されており、その内の少なくとも一側のベルト状体に付いて長さの調節機構が設けられているものとすることが出来る。この結果ベルト状体の調節をうまくすることによって、テーブル部に水平姿勢や希望の傾斜姿勢を取らせることが出来るよう成了る。